

令和5年1月4日

保護者の皆様

松山市保育・幼稚園課

欠席時等における園への連絡について（お願い）

日頃から、園の運営などにご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案を受け、国は、令和5年4月から、保育所や幼稚園などに対し、「降車時等に点呼などにより児童の所在を確認すること」や「送迎バスへの安全装置の装備」、また、「安全計画の策定」を義務付けることとしています。

各園では、毎日、子どもの出欠確認を確実にしながら、送迎バスだけでなく、園内での教育・保育時や、園外活動時なども、常に子どもの居場所を確認しています。

つきましては、お子様が園をお休みする場合や、事情により登園時間が遅くなる場合、また、急遽、送迎バスを利用しない場合等には、各園のルールに基づいて、保護者の皆様から園へ連絡していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※欠席時の連絡方法等に関するお問い合わせについては、お通いの園まで
お願いいたします。